

基 発 0110 第 3 号
平成 25 年 1 月 10 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

メリット制事務処理手引の改訂について

標記事務処理手引については、平成 24 年 3 月 23 日付け基発 0323 第 2 号「労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システムに係る事務処理手引の改訂について」により通知したところであるが、今般、次期労働保険適用徴収システム稼働（平成 25 年 1 月 15 日稼働予定）に伴い、メリット制事務処理手引を別添のとおり一部を改訂するので、当該事務処理に遺漏なきを期されたい。

メリット制事務処理手引 新旧対照表

該当頁	改訂後	現行								
2－12	<table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>労働保険番号</td><td>継続メリット制適用対象新規・取消事業場の労働保険番号を印書する。 （注）当年９月末までの間に、キー変更処理（<u>労働保険適用徴収システムにおいて、「名称、所在地等変更届」により、都道府県を越える移転の処理をした場合を含む。以下同じ。</u>）のされたものについては、変更後の労働保険番号で印書する。</td></tr></table>	項 目	内 容	労働保険番号	継続メリット制適用対象新規・取消事業場の労働保険番号を印書する。 （注）当年９月末までの間に、キー変更処理（ <u>労働保険適用徴収システムにおいて、「名称、所在地等変更届」により、都道府県を越える移転の処理をした場合を含む。以下同じ。</u> ）のされたものについては、変更後の労働保険番号で印書する。	<table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>労働保険番号</td><td>継続メリット制適用対象新規・取消事業場の労働保険番号を印書する。 （注）当年９月末までの間に、キー変更処理のされたものについては、変更後の労働保険番号で印書する。</td></tr></table>	項 目	内 容	労働保険番号	継続メリット制適用対象新規・取消事業場の労働保険番号を印書する。 （注）当年９月末までの間に、キー変更処理のされたものについては、変更後の労働保険番号で印書する。
項 目	内 容									
労働保険番号	継続メリット制適用対象新規・取消事業場の労働保険番号を印書する。 （注）当年９月末までの間に、キー変更処理（ <u>労働保険適用徴収システムにおいて、「名称、所在地等変更届」により、都道府県を越える移転の処理をした場合を含む。以下同じ。</u> ）のされたものについては、変更後の労働保険番号で印書する。									
項 目	内 容									
労働保険番号	継続メリット制適用対象新規・取消事業場の労働保険番号を印書する。 （注）当年９月末までの間に、キー変更処理のされたものについては、変更後の労働保険番号で印書する。									

該当頁	改訂後	現行
2－18	(b) 移転事業等のもの <u>キー変更処理によらず、都道府県を越える移転をした</u>事業で、<u>移</u>転前事業場が、「適用事業場名簿」に印書され、移転後事業場が「適用事業場名簿」に印書されていない事業、又は事務組合への事務委託等の事由により、機械処理上、新規として保険関係が成立した事業については、新しい労働保険番号で移転として「算定基礎報告書」（補正分）を作成し、追加報告すること。	(b) 移転事業等のもの <u>他府県から移動してきた</u>事業で移転前事業場が、「適用事業場名簿」に印書され、移転後事業場が「適用事業場名簿」に印書されていない事業、又は事務組合への事務委託等の事由により、機械処理上、新規として保険関係が成立した事業については、新しい労働保険番号で移転として「算定基礎報告書」（補正分）を作成し、追加報告すること。

該当頁	改訂後			現行		
2－24	項目 番号	項 目	内 容	項目 番号	項 目	内 容
	21	移 転 前 労 働 保 険 番 号	移転前の局において付与された、当該移転事業に係る労働 保険番号を記入する。 <u>(注1) キー変更処理によるものは記入は必要ないこと。</u> (注2) 事業消滅の事業場を合併した時は必ず記入するこ と。	21	移 転 前 労 働 保 険 番 号	移転前の局において付与された、当該移転事業に係る労働 保険番号を記入する。 (注) 事業消滅の事業場を合併した時は必ず記入するこ と。
	22	消 滅 年 月 日	移転前の局において確定精算を行った年月日を元号を付 して記入する。 <u>(注1) キー変更処理によるものは記入は必要ないこと。</u> (注2) 事業消滅の事業場を合併した時は必ず記入するこ と。	22	消 滅 年 月 日	移転前の局において確定精算を行った年月日を元号を付 して記入する。 (注) 事業消滅の事業場を合併した時は必ず記入するこ と。

該当頁	改訂後			現行		
2－24	項目 番号	項 目	内 容	項目 番号	項 目	内 容
	23	当年度に移転した事業の確定保険料	移転前の局において当年度（４月～翌年３月の間）に移転した事業の確定保険料の額を記入する。 <u>（注１）キー変更処理によるものは記入は必要ないこと。</u> （注２）前年度以前に移転した事業の場合は、この欄に記入しないこと。	23	当年度に移転した事業の確定保険料	移転前の局において当年度（４月～翌年３月の間）に移転した事業の確定保険料の額を記入する。 （注）前年度以前に移転した事業の場合は、この欄に記入しないこと。
2－26	（d）「新規・取消リスト」に印書されていない事業場で、<u>移転等の事由</u>により、保険関係が機械処理上消滅となり、別の労働保険番号により新規成立した事業については、移転後の労働保険番号により、下記 f(a) と同様の内容で記入を行い、の記入内容と同様とし、これら記入内容以外に変更となる項目がある場合は、当該項目にも記入すること。			（d）「新規・取消リスト」に印書されていない事業場で、<u>移転等の事由（県外からの移転も含む。）</u>により、保険関係が機械処理上消滅となり、別の労働保険番号により新規成立した事業については、移転後の労働保険番号により、下記 f(a) と同様の内容で記入を行い、の記入内容と同様とし、これら記入内容以外に変更となる項目がある場合は、当該項目にも記入すること。		

該当頁	改訂後	現行
2－28	e 移転事業の取扱い 連続する保険年度において適用要件を満たしているもので、当年度中（４月から翌年３月の間）に移転等の事由により機械処理上消滅となり、別の労働保険番号により新規成立した事業については、「算定基礎報告書」により移転情報を作成し、OCR入力すること。 なお、この場合、局（署）から移転したもの（<u>キー変更処理により都道府県を越える移転の処理をした事業を含む。</u>）については、移転後に管轄する局において、「労災保険率のメリット制適用事業に関する調査依頼について」（様式１）により照会し、移転前に管轄する局にあっては、調査の上「労災保険率のメリット制適用事業に関する調査依頼について（回答）」（様式２）により、次の事項について回答すること。	e 移転事業の取扱い 連続する保険年度において適用要件を満たしているもので、当年度中（４月から翌年３月の間）に移転等の事由により機械処理上消滅となり、別の労働保険番号により新規成立した事業については、「算定基礎報告書」により移転情報を作成し、OCR入力すること。 なおこの場合、局（署）から移転したものについては、移転後に管轄する局において、「労災保険率のメリット制適用事業に関する調査依頼について」（様式１）により照会し、移転前に管轄する局にあっては、調査の上「労災保険率のメリット制適用事業に関する調査依頼について（回答）」（様式２）により、次の事項について回答すること。

該当頁	改訂後	現行
2-31	このため、継続メリット制の適用要件を満たす事業であって、<u>キー変更処理によらず、都道府県を越える移転をした事業又は</u>事務組合への事務委託等の事由により、機械処理上<u>新規として保険関係が</u>成立したすべての事業場について、<u>新しい労働保険番号で</u>移転情報等を記入した「算定基礎報告書」を作成し、OCR入力を行うこと。	このため、継続メリット制の適用要件を満たす事業であって、<u>他府県からの移転及び</u>事務組合への事務委託等の事由により、機械処理上<u>消滅となり、移転後又は事務組合において異なる労働保険番号により</u><u>保険関係を新規</u>成立したすべての事業場について、移転情報等を記入した「算定基礎報告書」を作成し、OCR入力を行うこと。
2-34	a 作成対象 (a) この移転情報は、当年度（4月から翌年3月の間）に、<u>キー変更処理によらず、都道府県を越える移転をした事業又は</u>事務組合への委託等（歳入徴収官の変更に伴うもの）により確定精算を行っている事業で、移転後の事業（事務組合への委託等を含む。）が翌年度にメリット制の適用がある場合に作成すること。つまり、メリットが適用されうる事業であっても、保険関係成立後2年で<u>確定精算を行った</u>場合は、再び3年間メリットの適用要件を満たすまで、メリットは適用されないこととなる。	a 作成対象 (a) この移転情報は、当年度（4月から翌年3月の間）に<u>他府県から移転してきた事業及び</u>事務組合への委託等（歳入徴収官の変更に伴うもの）により確定精算を行っている事業で、移転後の事業（事務組合への委託等を含む。）が翌年度にメリット制の適用がある場合に作成すること。つまり、メリットが適用されうる事業であっても、保険関係成立後2年で<u>他府県に移転した</u>場合は、再び3年間メリットの適用要件を満たすまで、メリットは適用されないこととなる。

該当頁	改訂後	現行												
2 - 45	削除 <table border="1" data-bbox="338 480 1189 1007"> <thead> <tr> <th data-bbox="338 480 508 528">疾 病</th><th data-bbox="508 480 696 528">事業の種類</th><th data-bbox="696 480 1189 528">疾病にかかった者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="338 528 508 1007">騒音性難聴</td><td data-bbox="508 528 696 1007">建設の事業</td><td data-bbox="696 528 1189 1007"> <u>事業主</u>を異にする 2 以上の事業場において著しい騒音を発する場所における業務に従事し、又は従事したことのある労働者であって、<u>最終事業場における</u>当該業務に従事した期間が 5 年に満たないもの </td></tr> </tbody> </table>	疾 病	事業の種類	疾病にかかった者	騒音性難聴	建設の事業	<u>事業主</u>を異にする 2 以上の事業場において著しい騒音を発する場所における業務に従事し、又は従事したことのある労働者であって、<u>最終事業場における</u>当該業務に従事した期間が 5 年に満たないもの	<u>(徴収則第 17 条の 2 をもとに作成)</u> <table border="1" data-bbox="1218 480 2056 1007"> <thead> <tr> <th data-bbox="1218 480 1388 528">疾 病</th><th data-bbox="1388 480 1576 528">事業の種類</th><th data-bbox="1576 480 2056 528">疾病にかかった者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1218 528 1388 1007">騒音性難聴</td><td data-bbox="1388 528 1576 1007">建設の事業</td><td data-bbox="1576 528 2056 1007"> <u>建設の事業に属する事業主</u>を異にする 2 以上の事業場において著しい騒音を発する場所における業務に従事し、又は従事したことのある労働者であって、当該業務に従事した期間が 5 年に満たないもの </td></tr> </tbody> </table>	疾 病	事業の種類	疾病にかかった者	騒音性難聴	建設の事業	<u>建設の事業に属する事業主</u>を異にする 2 以上の事業場において著しい騒音を発する場所における業務に従事し、又は従事したことのある労働者であって、当該業務に従事した期間が 5 年に満たないもの
疾 病	事業の種類	疾病にかかった者												
騒音性難聴	建設の事業	<u>事業主</u>を異にする 2 以上の事業場において著しい騒音を発する場所における業務に従事し、又は従事したことのある労働者であって、<u>最終事業場における</u>当該業務に従事した期間が 5 年に満たないもの												
疾 病	事業の種類	疾病にかかった者												
騒音性難聴	建設の事業	<u>建設の事業に属する事業主</u>を異にする 2 以上の事業場において著しい騒音を発する場所における業務に従事し、又は従事したことのある労働者であって、当該業務に従事した期間が 5 年に満たないもの												

該当頁	改訂後	現行
2－59	ト 事業の移転 メリット制の適用要件を満たしていた<u>事業が、都道府県を越える移転をした場合</u>においては、事業の実態が変わらないと認められる場合はメリット制の適用要件のうち事業の継続性は満たしているものとして取扱うこと。	ト 事業の移転 メリット制の適用要件を満たしていた<u>事業場が、他県へ移転した場合</u>においては、事業の実態が変わらないと認められる場合はメリット制の適用要件のうち事業の継続性は満たしているものとして取扱うこと。
4－14	【変更点】 ・「還付請求額」欄をOCR読み取り項目化とした。 ・還付請求書の提出先に「官署支出官厚生労働省労働基準局長」を追加した。	

4-14

[illegible][illegible]